

岡山市葬祭場の建築等に関する指導要綱の制定について

本市では葬祭場の建築等に際して周辺関係住民等と葬祭場事業主との紛争を未然に防止し、良好な市街地環境の保全及び形成に資することを目的として、葬祭場の建築等に関する指導要綱を制定することとしました。

要綱は、葬祭場の建築計画と管理運営に関する指導事項、葬祭場事業主が行うべき周辺関係住民等への事前公開・周知・協議等、葬祭場の建築等に関する手続等を定めるものです。

なお、本指導要綱は平成23年12月28日告示、平成24年4月1日から施行いたします。

皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

岡山市都市整備局 建築指導課

電話086-803-1443